

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い，延滞金の特例措置に係る割合及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限等を改めるとともに，東日本大震災による被災居住用財産に係る相続人についての特例を設けるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市税に関する不利益処分等について，盛岡市行政手続条例（平成 8 年条例第32号）の規定に基づき理由を示す。

(2) 延滞金の特例措置に係る割合の改正

ア 特例基準割合の定義を改める。

【改正前】 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 各年の前々年の10月から前年の 9 月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合に，年 1 パーセントの割合を加算した割合

イ 延滞金の特例措置に係る割合を改める。

(ア) 市税に係る延滞金（法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を除く。）の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間	14.6%	

【改正後】

区分	特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合 + 1% (上限 7.3%)
上記の日以後の期間	14.6%	各年の特例基準割合 + 7.3%

(イ) 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合

【改正前】

特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
7.3%	

【改正後】

特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
7.3%	各年の特例基準割合

《参考》還付加算金についても、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合とする旨、地方税法の改正が行われている。（条例改正は不要）

(3) 個人市民税関係

ア ふるさと寄附金に係る税額控除について、復興特別所得税率（2.1%）分を個人住民税に係る控除から除く。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、居住年に係る適用期限を4年延長し、平成29年12月31日までとするとともに、平成26年分以後の所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用者（平成26年から平成29年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。

居住年	控除限度額
平成26年1月から同年3月まで	所得税の課税総所得金額等×5%（うち市民税分3%） （最高9万7,500円（うち市民税分5万8,500円））
平成26年4月から平成29年12月まで	所得税の課税総所得金額等×7%（うち市民税分4.2%） （最高13万6,500円（うち市民税分8万1,900円））

ウ 東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る特例についての規定の整理を行う。

エ 居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地等を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例等の適用を受けることができることとする。

(4) 国民健康保険税関係

ア 東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る特例についての規定の整理を行う。

イ 居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地等を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例等の適用を受けることができることとする。

3 施行期日

(1) 2-(1) 公布の日

(2) 2-(2), 2-(3) -ア・ウ・エ及び2-(4) 平成26年1月1日

(3) 2-(3) -イ 平成27年1月1日

延滞金等の見直しについて

- 国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下のとおりとする。
 (注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
	1ヶ月以内等	7.3%	4.3%
	徴収の猶予等	2分の1免除 (7.3%) <small>〔災害・病気等の場合には、 全額免除〕</small>	4.3%
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%



特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均金利の年平均が1%の場合
(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% <small>(早期納付を促す)</small>	9.3%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% <small>(早期納付を促す)</small>	3.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合